

## 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正（案）に関する パブリックコメントの結果について

2023年9月7日  
日本証券業協会

本協会では、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正について、2023年6月20日（火）から2023年7月20日（木）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。この間に寄せられた意見・質問の概要（6件3先）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	全般	過失による漏えい等の禁止行為違反も、公表対象になりうるという整理か。その場合、過失事案で公表に至るケースとして想定される例をご教示いただきたい。	「協会の役職員に対する処分の考え方」において、「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」があれば、原則として登録取消処分となる旨が記載されており、登録取消処分が決定された場合は、公表されることとなります。 過失による漏えいは、一般的には悪質性が低いケースが多いと考えますが、実際の処分にあたっては、個別の事案に即して判断されることになるため、例示をお示しすることは困難です。
2	付則	「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の改正の施行予定日はいつか。	改正日と同日（2023年9月7日）が施行日となります。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
3	付則	当該新ルールはどこまで遡及適用されるのか。遡及適用されない場合はその旨ご教示いただきたい。	改正規則の施行日（改正日と同日（2023年9月7日））以後に決定した行政処分又は不都合行為者の取扱いから適用されます。
4	協会の役員等の処分の公表に関する取扱い 2. 公表内容 (2) 協会等の名称	協会等の名称の公表に関して、例えば、営業員が、証券口座が無く保険商品の仲介をしている顧客に対して保険商品への投資に見せかけて金銭を詐取するケースは、「業務に関連する行為」に該当し、協会等の名称が公表されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 協会が金融商品取引業以外の業務を兼業しており、当該兼業業務の顧客から金銭を詐取して、懲役刑に処せられたケースの場合は、協会等の名称が公表されることになります。
5	協会の役員等の処分の公表に関する取扱い 2. 公表内容 (2) 協会等の名称	「その他、協会又は金融商品仲介業者の名称を公表することが適当でない場合」の例として、「※2 例えば、欠格事項に該当したことにより登録取消処分を行う場合であって、欠格事項の起因となった行為があった協会と、欠格事項に該当したときに所属していた協会が異なる場合」が挙げられているが、その場合、いずれの協会についても名称は公表されないという理解でよいか。 例えば、A証券会社で欠格事項の起因となる行為（保険業務での詐欺）を実行し、懲役刑に処せられた時にはB証券会社に所属していた場	ご理解のとおりです。 原則として、違反等の行為があった協会等の名称が公表対象になりますが、外務員が欠格事項に該当したことにより登録取消処分となったケースにおいて、「欠格事項の起因となった行為があった協会（以下「A社）」と「欠格事項に該当したときに所属していた協会（以下「B社）」が異なる場合は、いずれの協会の名称も公表されません。そのようにした理由は、A社は既に退職した外務員が事後的に欠格事項に該当したことを認識することは極めて困難であり、処分手続きにも関与しないため、A社名を公表することは適当ではない

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>合、A証券会社とB証券会社のいずれの名称も公表されないという理解でよいか。</p>	<p>と考えられるためです。また、B社は違反等の行為があった協会員ではないため、社名公表対象ではありません。</p> <p>なお、上記の取扱いは、欠格事項に該当して登録取消処分を行う場合に限ったものであり、事故顛末報告書に基づき処分を行う場合は、原則どおり、公表対象となる行為があった協会員等の名称が公表されます。</p>
6	<p>その他（ワーキング報告書に関する意見）</p>	<p>アメリカのNASD（当時。現在はFINRA）のような登録システムを日証協でも構築すべきと考える。更には、登録外務員の名刺には協会の登録番号を記載させ、顧客が担当外務員の履歴等を容易に検索できるようにすれば、外務員の不法行為は減り、業界及び証券市場の信頼の醸成に寄与すると思う。</p> <p>アメリカであれば、外務員に関する情報はFINRAの登録システム載ることはもちろん、目に余る不法行為はWall Street Journal等の一般紙に実名報道される。それだけ社会的な制裁を受けて初めて外務員の不法行為に対する抑止力が働く。</p> <p>来年から新NISAも始まり、貯蓄から投資へと</p>	<p>現状、協会員においては、役職員の採用にあたって不都合行為者等の処分措置状況について本協会に照会し、不都合行為者の採用禁止などが義務付けられているなど、一定の不適格者の排除が行われています。</p> <p>また、処分された外務員の氏名の公表に関しては、法令の根拠に基づき行う必要があるとの慎重な意見もある一方で、外務員の情報をチェックできることは、顧客にとって極めて有用であるため、将来的には米国のように処分情報を含む外務員の情報の公表が必要になるといった意見もありました。</p> <p>今回の検討では、処分された外務員の氏名の公表については継続課題としつつ、重大な法令等違反行為の再発防止等の観点からは、登録取消処分及</p>

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>国民の金融資産の流れができると期待される今、金融商品販売業者の信頼獲得は喫緊の課題である。我が国の金融市場の健全な発展のために、業界自身で厳格に取り組むべきと考える。</p>	<p>び不都合行為者の取扱いとなった事案の内容の公表を新たに行うべきとの結論となりました。処分された外務員の氏名の公表に関しては、今後の金融商品取引業を取り巻く環境の変化や各種行政処分での氏名公表等の取扱いに関する法令の改正動向などを踏まえつつ、引き続き必要に応じて検討していく課題としています。</p>

以 上